

VIII その他参考資料

表Ⅷ-1 都道府県水道トップテン（令和3年度データの比較）

出典：令和3年度水道統計（公益社団法人日本水道協会発行）

○給水人口（人）

1	東京都	13,959,443
2	神奈川県	9,195,052
3	大阪府	8,776,067
4	愛知県	7,463,543
5	埼玉県	7,306,584
6	千葉県	5,954,260
7	兵庫県	5,379,522
8	福岡県	4,793,890
9	北海道	4,761,260
10	静岡県	3,484,428

○普及率（%）

1	東京都	100.0
1	大阪府	100.0
1	沖縄県	100.0
4	愛知県	99.9
4	神奈川県	99.9
4	兵庫県	99.9
7	埼玉県	99.8
8	滋賀県	99.8
8	京都府	99.8
10	三重県	99.7
全国平均		98.2

○上水道年間給水量（千 m^3 ）

1	東京都	1,556,070
2	大阪府	1,060,831
3	神奈川県	1,060,762
4	愛知県	854,563
5	埼玉県	830,132
6	兵庫県	649,246
7	千葉県	643,034
8	北海道	536,403
9	静岡県	490,789
10	福岡県	489,858

○上水道1人1日平均給水量（ l ）

1	山梨県	422
2	徳島県	415
3	和歌山県	411
4	群馬県	396
5	岐阜県	395
6	高知県	391
7	静岡県	386
8	三重県	385
9	山口県	380
10	新潟県	375
40	埼玉県	311
全国平均		345

○上水道1人1日最大給水量（ l ）

1	山梨県	502
2	和歌山県	487
3	徳島県	484
4	福井県	457
5	岐阜県	441
6	高知県	437
7	長野県	436
8	山口県	435
9	群馬県	433
9	静岡県	433
43	埼玉県	339
全国平均		367

○上水道有効率（%）

1	東京都	96.4
2	石川県	96.3
3	愛知県	96.2
4	大阪府	96.1
5	千葉県	95.6
6	広島県	95.5
7	沖縄県	95.4
8	埼玉県	95.3
9	神奈川県	94.9
10	奈良県	94.7
10	兵庫県	94.7
全国平均		95.4

表Ⅷ-2 実績年間給水量の推移

年度	区分	年間給水量 (千m ³)	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
S50	上水道	489,331	220,579	45.1	268,752	54.9	238,729	48.8
	簡易水道	8,736	5,416	62.0	3,320	38.0	30,023	6.1
	専用水道	3,041	3,027	99.5	14	0.5		
	計	501,108	229,022	45.7	272,086	54.3		
55	上水道	586,149	206,657	35.3	379,492	64.7	354,743	60.5
	簡易水道	8,647	5,002	57.8	3,645	42.2	24,749	4.2
	専用水道	2,301	2,290	99.5	11	0.5		
	計	597,097	213,949	35.8	383,148	64.2		
60	上水道	712,852	247,360	34.7	465,492	65.3	431,988	60.6
	簡易水道	7,323	3,660	50.0	3,663	50.0	33,504	4.7
	専用水道	2,888	2,888	100.0		0.0		
	計	723,063	253,908	35.1	469,155	64.9		
H1	上水道	814,587	258,470	31.7	556,117	68.3	519,357	63.8
	簡易水道	6,023	1,851	30.7	4,172	69.3	36,760	4.5
	専用水道	1,817	1,329	73.1	488	26.9		
	計	822,427	261,650	31.8	560,777	68.2		
5	上水道	882,665	222,432	25.2	660,233	74.8	624,044	70.7
	簡易水道	5,603	1,758	31.4	3,845	68.6	36,189	4.1
	専用水道	1,561	1,329	85.1	232	14.9		
	計	889,829	225,519	25.3	664,310	74.7		
10	上水道	898,265	206,601	23.0	691,664	77.0	654,835	72.9
	簡易水道	3,685	265	7.2	3,420	92.8	36,829	4.1
	専用水道	1,317	1,082	82.2	235	17.8		
	計	903,267	207,948	23.0	695,319	77.0		
15	上水道	884,985	189,387	21.4	695,598	78.6	661,084	74.7
	簡易水道	3,515	678	19.3	2,837	80.7	34,514	3.9
	専用水道	979	726	74.2	253	25.8		
	計	889,479	190,791	21.4	698,688	78.6		
20	上水道	859,279	174,434	20.3	684,845	79.7	651,333	75.8
	簡易水道	3,130	601	19.2	2,526	80.7	32,653	3.8
	専用水道	730	460	63.0	268	36.7		
	計	863,139	175,495	20.3	687,639	79.7		
21	上水道	857,056	178,268	20.8	678,788	79.2	645,363	75.3
	簡易水道	3,058	612	20.0	2,446	80.0	33,425	3.9
	専用水道	732	468	64.0	262	35.8		
	計	860,846	179,348	20.8	681,496	79.2		
22	上水道	865,551	188,690	21.8	676,861	78.2	640,508	74.0
	簡易水道	2,756	634	23.0	2,122	77.0	36,353	4.2
	専用水道	812	515	63.4	295	36.3		
	計	869,119	189,839	21.8	679,278	78.2		
23	上水道	849,941	175,938	20.7	674,003	79.3	639,156	75.2
	簡易水道	2,659	585	22.0	2,074	78.0	34,848	4.1
	専用水道	987	690	69.9	295	29.9		
	計	853,587	177,213	20.8	676,372	79.2		

年度	区分	年間給水量 (千m ³)	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
24	上水道	843,592	172,936	20.5	670,656	79.5	636,068	75.4
	簡易水道	2,740	592	21.6	2,148	78.4	34,587	4.1
	専用水道	1,001	688	68.8	310	31.0		
	計	847,333	174,216	20.6	673,114	79.4		
25	上水道	837,570	176,727	21.1	660,843	78.9	627,340	74.9
	簡易水道	2,570	563	21.9	2,007	78.1	33,503	4.0
	専用水道	995	695	69.9	300	30.1		
	計	841,135	177,985	21.2	663,150	78.8		
26	上水道	831,327	172,085	20.7	659,242	79.3	625,989	75.3
	簡易水道	2,310	420	18.2	1,890	81.8	33,253	4.0
	専用水道	914	904	98.9	10	1.1		
	計	834,551	173,409	20.8	661,142	79.2		
27	上水道	831,070	173,694	20.9	657,376	79.1	622,471	74.9
	簡易水道	2,369	409	17.3	1,960	82.7	34,905	4.2
	専用水道	794	783	98.6	11	1.4		
	計	834,233	174,886	21.0	659,347	79.0		
28	上水道	827,591	172,967	20.9	654,624	79.1	618,210	74.7
	簡易水道	1,083	337	31.1	746	68.9	36,414	4.4
	専用水道	632	624	98.7	8	1.3		
	計	829,306	173,928	21.0	655,378	79.0		
29	上水道	833,797	179,266	21.5	654,531	78.5	617,844	74.1
	簡易水道	699	88	12.5	611	87.5	36,687	4.4
	専用水道	641	633	98.7	8	1.3		
	計	835,137	179,987	21.6	655,150	78.4		
30	上水道	833,514	176,705	21.2	656,809	78.8	620,968	74.5
	簡易水道	716	75	10.5	641	89.5	35,841	4.3
	専用水道	716	707	98.8	9	1.2		
	計	834,946	177,487	21.3	657,459	78.7		
R1	上水道	826,029	163,554	19.8	662,475	80.2	622,826	75.4
	簡易水道	671	55	8.2	616	91.8	39,649	4.8
	専用水道	724	716	98.8	8	1.2		
	計	827,424	164,325	19.9	663,099	80.1		
R2	上水道	839,162	179,581	21.4	659,581	78.6	620,141	73.9
	簡易水道	644	36	5.6	608	94.4	39,441	4.7
	専用水道	719	719	100.0	0	0.0		
	計	840,525	180,336	21.5	660,189	78.5		
R3	上水道	830,132	171,837	20.7	658,295	79.3	624,259	75.2
	簡易水道	589	39	6.7	550	93.3	34,866	4.2
	専用水道	673	673	100.0	0	0.0		
	計	831,394	172,549	20.8	658,845	79.2		
R4	上水道	817,251	157,729	19.3	659,521	80.7	626,014	76.6
	簡易水道	556	39	7.1	517	92.9	33,507	4.1
	専用水道	768	768	100.0	0	0.0		
	計	818,575	158,536	19.4	660,038	80.6		

注1) 年間給水量の水源内訳は、実績年間給水量を取水量の水源別割合等から配分して求めている。

注2) 専用水道の年間給水量は、次により算出した推計値である。

専用水道の年間給水量 = (簡易水道の1人当たり年間給水量) × (自己水源のみの専用水道の給水人口)

表Ⅷ－3 年度別人口、給水量の推移一覧表

項目	年度	S55	60	H1	5	10	15	20	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	
行政区域内人口	人	5,455,241	5,891,453	6,344,423	6,683,163	6,897,263	7,045,048	7,151,054	7,225,484	7,242,442	7,268,405	7,294,490	7,310,878	7,326,981	7,341,652	7,345,171	7,331,256	7,328,073	
普及率	%	95.7	97.5	98.7	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
給水人口	人	5,219,727	5,746,490	6,261,837	6,632,051	6,856,728	7,017,184	7,132,597	7,208,036	7,225,067	7,250,288	7,276,314	7,293,662	7,309,980	7,325,169	7,329,919	7,316,230	7,311,863	
内	上水道	人	5,091,142	5,652,013	6,193,735	6,571,811	6,815,179	6,982,451	7,102,676	7,183,999	7,203,151	7,229,859	7,262,343	7,282,877	7,299,090	7,314,145	7,319,270	7,306,584	7,301,451
	訳 簡水・専水	人	128,585	94,477	68,102	60,240	41,549	34,733	29,921	24,037	21,916	20,429	13,971	10,785	10,890	11,024	10,649	9,646	10,412
1日最大給水量	m ³	2,056,003	2,453,778	2,673,784	2,902,234	2,909,750	2,783,383	2,664,184	2,575,500	2,535,644	2,541,499	2,512,840	2,577,419	2,524,953	2,481,326	2,559,210	2,480,707	2,461,348	
内	上水道	m ³	2,012,598	2,417,072	2,644,607	2,878,428	2,890,992	2,766,430	2,650,198	2,561,722	2,524,077	2,530,649	2,506,509	2,571,728	2,519,240	2,475,381	2,553,265	2,476,036	2,456,000
	訳 簡水・専水	m ³	43,405	36,706	29,177	23,806	18,758	16,953	13,986	13,778	11,567	10,850	6,331	5,691	5,713	6,043	5,945	4,671	5,348
1日平均給水量	m ³	1,635,882	1,980,994	2,253,222	2,437,886	2,474,704	2,430,271	2,367,871	2,306,368	2,287,988	2,281,282	2,272,395	2,288,044	2,287,523	2,260,720	2,302,789	2,277,792	2,242,674	
内	上水道	m ³	1,605,888	1,953,019	2,231,745	2,418,260	2,461,000	2,417,992	2,357,298	2,296,602	2,279,153	2,272,641	2,267,696	2,284,374	2,283,600	2,256,908	2,299,056	2,274,333	2,239,045
	訳 簡水・専水	m ³	29,994	27,975	21,477	19,626	13,704	12,279	10,573	9,766	8,835	8,641	4,699	3,670	3,923	3,812	3,733	3,459	3,629
1人1日最大給水量	ℓ	394	427	427	438	424	397	374	357	351	351	345	353	345	339	349	339	337	
内	上水道	ℓ	395	428	427	438	424	396	373	357	350	350	345	353	345	338	349	339	336
	訳 簡水・専水	ℓ	338	389	426	395	451	488	467	573	528	531	453	528	525	548	558	484	514
1人1日平均給水量	ℓ	313	345	360	368	361	346	332	320	317	315	312	314	313	309	314	311	307	
内	上水道	ℓ	315	346	360	368	361	346	331	319	316	314	312	314	313	309	314	311	307
	訳 簡水・専水	ℓ	233	296	318	326	330	354	353	406	403	423	336	340	360	346	351	359	349
負荷率	%	79.7	80.8	84.3	84.0	85.1	87.3	88.9	89.6	90.2	89.8	90.4	88.8	90.6	91.1	90.0	91.8	91.1	
有収率(上水道)	%	82.1	85.1	87.3	88.1	89.8	90.0	92.2	92.7	92.0	92.2	92.5	92.2	92.2	92.3	91.9	93.0	92.5	
有収率(簡易水道)	%	82.7	82.2	80.5	84.1	87.3	85.0	86.6	78.2	76.0	73.3	88.3	84.2	79.8	82.4	78.1	81.4	85.3	
有効率(上水道)	%	84.7	87.6	90.1	91.1	92.9	92.9	94.9	95.2	94.6	94.7	95.0	94.8	94.9	94.8	95.0	95.3	95.1	

表Ⅷ-4 上水道料金一覧表（家庭用1か月当たり、使用量別）

（令和5年4月1日現在）

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
1	深谷市	併	1,210	121	2,838	141
2	飯能市	口	1,210	121	2,255	112
3	さいたま市	口	1,364	136	3,289	164
4	所沢市	口	924	92	2,134	106
5	川口市	口	1,111	111	2,849	142
6	川越市	口	990	99	2,145	107
7	戸田市	口	869	86	1,749	87
8	入間市	口	1,100	110	2,420	121
9	羽生市	用	1,100	110	2,420	121
10	草加市	口	825	82	2,475	123
11	行田市	口	1,474	147	3,069	153
12	志木市	口	1,309	130	2,288	114
13	寄居町	口	1,281	128	2,986	149
14	蕨市	用	990	99	2,475	123
15	狭山市	口	990	99	2,255	112
16	春日部市	口	1,199	119	2,684	134
17	本庄市	口	748	74	1,903	95
18	幸手市	口	1,210	121	2,640	132
19	久喜市	口	1,661	166	2,981	149
20	宮代町	口	1,463	146	3,003	150
21	鴻巣市	口	1,408	140	3,058	152
22	川島町	口	756	75	1,966	98
23	白岡市	口	1,463	146	2,783	139
24	吉川市	用	1,045	104	2,475	123
25	越谷・松伏水道企業団	口	1,045	104	2,805	140
26	小川町	用	1,166	116	2,486	124
27	和光市	口	785	78	1,830	91
28	杉戸町	口	1,375	137	2,805	140
29	上尾市	併	1,320	132	2,970	148
30	新座市	口	1,155	115	2,145	107
31	ふじみ野市	口	998	99	1,933	96
32	朝霞市	口	1,155	115	2,255	112
33	東松山市	口	825	82	1,925	96
34	桶川北本水道企業団	用	1,353	135	3,223	161
35	毛呂山町	口	1,251	125	2,593	129
36	富士見市	口	990	99	2,255	112
37	熊谷市	口	1,320	132	3,135	156
38	蓮田市	用	1,336	133	3,206	160
39	三郷市	用	770	77	2,145	107
40	八潮市	口	1,100	110	2,530	126

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
41	三芳町	口	962	96	2,172	108
42	吉見町	口	1,045	104	2,365	118
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	口	1,430	143	2,508	125
44	日高市	口	1,210	121	2,200	110
45	越生町	口	1,705	170	3,465	173
46	神川町	単	1,320	132	3,190	159
47	ときがわ町	口	1,947	194	4,147	207
48	嵐山町	口	962	96	1,897	94
49	滑川町	口	880	88	2,310	115
50	伊奈町	口	1,320	132	2,970	148
51	美里町	用	1,280	128	2,567	128
52	鳩山町	口	968	96	2,288	114
53	上里町	併	1,254	125	2,541	127
54	加須市	口	1,540	154	2,860	143
55	秩父広域市町村圏組合	口	1,848	184	3,388	169
	平均		1,187	118	2,586	129

注1) 消費税及びメーター使用量を含む。

注2) 口径別料金は13mmの料金。

注3) 水道料金体系： 「用」：用途別 「口」：口径別 「併」：用途、口径別併用
「定」：定額制 「単」：単一制

※簡易水道事業の料金については、P. 40参照。

表Ⅷ-5 上水道配水池容量

番号	事業者名	配水池等容量 (m ³)			計画1日 最大給水量	配水池 容量時間(h)※
		配水池	配水塔	合計		
1	深谷市	46,535	0	46,535	65,921	16.9
2	飯能市	32,953	0	32,953	52,900	15.0
3	さいたま市	270,920	0	270,920	428,000	15.2
4	所沢市	92,000	0	92,000	172,000	12.8
5	川口市	170,104	7,466	177,570	195,600	21.8
6	川越市	133,500	0	133,500	126,000	25.4
7	戸田市	29,300	0	29,300	63,800	11.0
8	入間市	45,790	0	45,790	63,900	17.2
9	羽生市	20,100	0	20,100	35,000	13.8
10	草加市	54,800	0	54,800	105,400	12.5
11	行田市	36,820	0	36,820	52,060	17.0
12	志木市	25,000	0	25,000	48,000	12.5
13	寄居町	14,287	0	14,287	19,470	17.6
14	蕨市	18,945	0	18,945	37,800	12.0
15	狭山市	74,400	0	74,400	85,000	21.0
16	春日部市	56,000	0	56,000	106,900	12.6
17	本庄市	39,244	0	39,244	45,260	20.8
18	幸手市	21,130	0	21,130	31,600	16.0
19	久喜市	61,231	0	61,231	64,900	22.6
20	宮代町	11,340	0	11,340	22,600	12.0
21	鴻巣市	39,564	0	39,564	49,000	19.4
22	川島町	7,110	0	7,110	16,000	10.7
23	白岡市	15,919	0	15,919	21,200	18.0
24	吉川市	21,500	0	21,500	36,100	14.3
25	越谷・松伏水道企業団	84,000	0	84,000	115,900	17.4
26	小川町	11,920	0	11,920	21,000	13.6
27	和光市	24,200	0	24,200	35,000	16.6
28	杉戸町	13,560	0	13,560	22,200	14.7
29	上尾市	53,644	0	53,644	101,800	12.6
30	新座市	30,030	7,600	37,630	57,800	15.6
31	ふじみ野市	28,369	0	28,369	38,300	17.8
32	朝霞市	25,260	0	25,260	50,200	12.1
33	東松山市	37,600	0	37,600	61,500	14.7
34	桶川北本水道企業団	38,238	0	38,238	48,500	18.9
35	毛呂山町	13,121	0	13,121	17,100	18.4
36	富士見市	20,650	330	20,980	35,600	14.1
37	熊谷市	67,210	0	67,210	79,000	20.4
38	蓮田市	20,200	0	20,200	33,000	14.7
39	三郷市	34,000	0	34,000	49,000	16.7
40	八潮市	26,090	0	26,090	49,300	12.7
41	三芳町	5,000	7,010	12,010	24,000	12.0
42	吉見町	13,060	0	13,060	20,900	15.0
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	42,600	0	42,600	99,600	10.3
44	日高市	19,250	0	19,250	24,600	18.8
45	越生町	5,800	0	5,800	8,210	17.0
46	神川町	8,517	0	8,517	6,540	31.3
47	ときがわ町	6,364	0	6,364	5,300	28.8
48	嵐山町	2,000	6,200	8,200	14,800	13.3
49	滑川町	7,000	0	7,000	9,100	18.5
50	伊奈町	12,800	0	12,800	18,000	17.1
51	美里町	7,000	0	7,000	8,500	19.8
52	鳩山町	7,064	0	7,064	5,700	29.7
53	上里町	10,088	0	10,088	19,800	12.2
54	加須市	40,694	0	40,694	53,600	18.2
55	秩父広域市町村圏組合	45,725	0	45,725	54,670	20.1
	合計	2,099,546	28,606	2,128,152	3,132,931	16.3

※配水池容量時間 (h) = 配水池等容量 (m³) ÷ 計画1日最大給水量 × 24

配水池の有効容量は、給水区域の計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、施設の安定性等を考慮して増量することが望ましい。(水道施設設計指針2012)

表Ⅷ-6-(1) 上水道耐震化状況（浄水施設）

番号	事業者名	浄水施設能力(m3/日)			施設能力に占めるL2対応の割合(%) (a/b)	
		L2対応 (a)	L2未対応	対応状況不明(耐震性能確認未実施)		
1	深谷市	49,246	0	10,281	59,527	82.7
2	飯能市	0	31,000	13,485	44,485	0.0
3	さいたま市	84,200	79,000	0	163,200	51.6
4	所沢市	20,660	7,730	6,010	34,400	60.1
5	川口市	12,900	13,500	0	26,400	48.9
6	川越市	10,640	12,360	0	23,000	46.3
7	戸田市	11,400	0	0	11,400	100.0
8	入間市	15,000	0	0	15,000	100.0
9	羽生市	10,000	4,000	0	14,000	71.4
10	草加市	0	2,470	13,850	16,320	0.0
11	行田市	0	31,936	0	31,936	0.0
12	志木市	17,800	0	0	17,800	100.0
13	寄居町	0	6,200	500	6,700	0.0
14	蕨市	10,248	8,552	0	18,800	54.5
15	狭山市	13,000	2,000	0	15,000	86.7
16	春日部市	11,030	4,182	0	15,212	72.5
17	本庄市	0	43,889	1,501	45,390	0.0
18	幸手市	4,628	0	1,012	5,640	82.1
19	久喜市	0	9,540	0	9,540	0.0
20	宮代町	0	0	900	900	0.0
21	鴻巣市	4,300	16,880	0	21,180	20.3
22	川島町	0	0	6,531	6,531	0.0
23	白岡市	0	0	5,450	5,450	0.0
24	吉川市	0	8,000	0	8,000	0.0
25	越谷・松伏水道企業団	12,000	20,000	0	32,000	37.5
26	小川町	0	13,280	0	13,280	0.0
27	和光市	8,000	0	0	8,000	100.0
28	杉戸町	2,700	0	0	2,700	100.0
29	上尾市	0	15,200	0	15,200	0.0
30	新座市	0	22,100	0	22,100	0.0
31	ふじみ野市	11,600	8,050	0	19,650	59.0
32	朝霞市	13,590	0	0	13,590	100.0
33	東松山市	0	0	16,230	16,230	0.0
34	桶川北本水道企業団	4,600	2,800	0	7,400	62.2
35	毛呂山町	0	0	16,100	16,100	0.0
36	富士見市	9,500	0	0	9,500	100.0
37	熊谷市	48,990	12,010	0	61,000	80.3
38	蓮田市	0	9,900	0	9,900	0.0
39	三郷市	0	15,530	0	15,530	0.0
40	八潮市	0	9,090	0	9,090	0.0
41	三芳町	7,500	0	0	7,500	100.0
42	吉見町	0	0	0	0	-
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	0	37,500	0	37,500	0.0
44	日高市	16,800	0	0	16,800	100.0
45	越生町	0	4,000	0	4,000	0.0
46	神川町	0	2,806	0	2,806	0.0
47	ときがわ町	2,020	0	361	2,381	84.8
48	嵐山町	6,000	5,300	0	11,300	53.1
49	滑川町	0	0	0	0	-
50	伊奈町	0	5,100	0	5,100	0.0
51	美里町	2,100	3,400	0	5,500	38.2
52	鳩山町	1,100	0	0	1,100	100.0
53	上里町	0	0	17,800	17,800	0.0
54	加須市	0	15,300	0	15,300	0.0
55	秩父広域市町村圏組合	26	0	72,390	72,416	0.0
	合計	421,578	482,605	182,401	1,086,584	38.8

※L2（地震動レベル2）とは、当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

表Ⅷ-6-(2) 上水道耐震化状況(配水池)

番号	事業者名	耐震対策が施されている配水池容量(m3)			配水池 総容量(m3)※ (b)	配水池総容量に 占めるランクAで L2対応の割合 (%) (a/b)
		ランクA※で L2対応(a)	ランクAで L2未対応	対応状況不明		
1	深谷市	32,700	2,000	11,835	46,535	70.3
2	飯能市	15,435	0	17,518	32,953	46.8
3	さいたま市	193,800	77,120	0	270,920	71.5
4	所沢市	87,500	4,500	0	92,000	95.1
5	川口市	132,550	45,020	0	177,570	74.6
6	川越市	120,650	12,850	0	133,500	90.4
7	戸田市	29,300	0	0	29,300	100.0
8	入間市	44,790	0	0	45,790	97.8
9	羽生市	18,900	1,200	0	20,100	94.0
10	草加市	10,000	44,800	0	54,800	18.2
11	行田市	12,000	23,700	1,120	36,820	32.6
12	志木市	25,000	0	0	25,000	100.0
13	寄居町	4,000	9,721	200	14,287	28.0
14	蕨市	15,320	3,625	0	18,945	80.9
15	狭山市	60,600	13,800	0	74,400	81.5
16	春日部市	44,700	11,300	0	56,000	79.8
17	本庄市	8,235	27,623	1,756	37,614	21.9
18	幸手市	17,340	0	3,790	21,130	82.1
19	久喜市	44,500	16,731	0	61,231	72.7
20	宮代町	0	0	9,720	11,340	0.0
21	鴻巣市	15,150	24,162	0	39,564	38.3
22	川島町	6,100	1,010	0	7,110	85.8
23	白岡市	1,500	0	14,419	15,919	9.4
24	吉川市	6,500	0	15,000	21,500	30.2
25	越谷・松伏水道企業団	57,000	27,000	0	84,000	67.9
26	小川町	10,420	1,500	0	11,920	87.4
27	和光市	24,200	0	0	24,200	100.0
28	杉戸町	13,560	0	0	13,560	100.0
29	上尾市	16,000	32,000	0	53,644	29.8
30	新座市	32,930	4,700	0	37,630	87.5
31	ふじみ野市	4,462	6,500	0	28,369	15.7
32	朝霞市	25,260	0	0	25,260	100.0
33	東松山市	900	25,100	11,600	37,600	2.4
34	桶川北本水道企業団	5,000	17,000	0	38,238	13.1
35	毛呂山町	12,800	0	105	13,121	97.6
36	富士見市	19,530	1,450	0	20,980	93.1
37	熊谷市	56,474	10,736	0	67,210	84.0
38	蓮田市	20,200	0	0	20,200	100.0
39	三郷市	30,000	4,000	0	34,000	88.2
40	八潮市	26,090	0	0	26,090	100.0
41	三芳町	12,410	0	0	12,410	100.0
42	吉見町	1,300	0	11,650	12,950	10.0
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	41,400	1,200	0	42,600	97.2
44	日高市	16,240	3,000	0	19,250	84.4
45	越生町	3,382	1,699	0	5,800	58.3
46	神川町	5,500	3,017	0	8,517	64.6
47	ときがわ町	2,380	0	3,984	6,364	37.4
48	嵐山町	6,200	2,000	0	8,200	75.6
49	滑川町	7,000	0	0	7,000	100.0
50	伊奈町	12,800	0	0	12,800	100.0
51	美里町	3,300	3,700	0	7,000	47.1
52	鳩山町	7,064	0	0	7,064	100.0
53	上里町	0	0	10,088	10,088	0.0
54	加須市	21,000	16,840	2,854	40,694	51.6
55	秩父広域市町村圏組合	12,138	3,500	29,674	45,725	26.5
	合計	1,453,510	484,104	145,313	2,126,812	68.3

※耐震化計画において施設の重要度の区分を表し、代替施設の有無、破損した場合の二次被害の影響度合いを考慮して、重要度の高い施設をランクA、それ以外の施設をランクBとしている。

※配水池総容量には、ランクA、ランクBの配水池の容量のほか、一部の水道事業体においては、配水池と同様の機能を持つ浄水池、配水塔などの容量も含まれる。

表Ⅷ-6-(3) 上水道耐震化状況（基幹管路）

番号	事業者名	耐震適合性のある基幹管路延長(m)			基幹管路延長(m) (c)	基幹管路延長に占める耐震適合性の割合(%) (a+b)/c
		耐震継手を有する管(耐震管) (a)	耐震適合性のある管(耐震管除く) (b)	耐震適合性のない管		
1	深谷市	29,345	0	36,496	65,841	44.6
2	飯能市	11,137	2,707	28,155	41,999	33.0
3	さいたま市	86,405	70,884	50,488	207,777	75.7
4	所沢市	67,358	20,725	150	88,233	99.8
5	川口市	118,593	0	21,034	139,627	84.9
6	川越市	14,981	17,516	33,085	65,582	49.6
7	戸田市	7,283	0	1,011	8,294	87.8
8	入間市	21,009	28,780	67,607	117,396	42.4
9	羽生市	5,864	0	14,055	19,919	29.4
10	草加市	12,046	0	12,858	24,904	48.4
11	行田市	3,795	4,137	25,894	33,826	23.4
12	志木市	5,250	1,737	6,509	13,496	51.8
13	寄居町	15,969	18,481	15,879	50,329	68.4
14	蕨市	9,053	0	352	9,405	96.3
15	狭山市	13,937	27,252	40,347	81,536	50.5
16	春日部市	27,932	0	40,548	68,480	40.8
17	本庄市	7,267	19,513	44,864	71,644	37.4
18	幸手市	8,599	839	24,902	34,340	27.5
19	久喜市	16,810	16,864	25,551	59,225	56.9
20	宮代町	23,985	0	124,882	148,867	16.1
21	鴻巣市	1,184	3,829	19,204	24,217	20.7
22	川島町	8,588	0	29,531	38,119	22.5
23	白岡市	1,451	0	10,195	11,646	12.5
24	吉川市	6,120	0	6,582	12,702	48.2
25	越谷・松伏水道企業団	27,768	772	53,143	81,683	34.9
26	小川町	2,913	832	16,631	20,376	18.4
27	和光市	2,933	2,108	3,181	8,222	61.3
28	杉戸町	27,305	0	43,755	71,060	38.4
29	上尾市	19,908	0	23,341	43,249	46.0
30	新座市	7,466	3,348	19,889	30,703	35.2
31	ふじみ野市	8,490	0	5,350	13,840	61.3
32	朝霞市	22,850	7,485	21,651	51,986	58.4
33	東松山市	25,465	0	24,630	50,095	50.8
34	桶川北本水道企業団	33,991	0	37,293	71,284	47.7
35	毛呂山町	439	3,304	18,921	22,664	16.5
36	富士見市	15,116	0	14,784	29,900	50.6
37	熊谷市	21,424	14,860	37,814	74,098	49.0
38	蓮田市	6,206	1,375	9,378	16,959	44.7
39	三郷市	9,491	0	17,466	26,957	35.2
40	八潮市	6,872	0	18,108	24,980	27.5
41	三芳町	3,536	37	9,919	13,492	26.5
42	吉見町	18,983	17,238	90,608	126,829	28.6
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	27,821	2,672	39,019	69,512	43.9
44	日高市	7,503	4,359	26,722	38,584	30.7
45	越生町	6,083	2,802	42,397	51,282	17.3
46	神川町	5,587	0	10,228	15,815	35.3
47	ときがわ町	253	392	12,340	12,985	5.0
48	嵐山町	10,495	312	15,405	26,212	41.2
49	滑川町	3,154	0	5,582	8,736	36.1
50	伊奈町	8	1,037	4,478	5,523	18.9
51	美里町	5,065	0	9,728	14,793	34.2
52	鳩山町	5,363	29,222	28,396	62,981	54.9
53	上里町	2,416	733	22,870	26,019	12.1
54	加須市	8,658	0	23,039	31,697	27.3
55	秩父広域市町村圏組合	29,266	15,739	112,028	157,033	28.7
	合計	896,789	341,891	1,498,273	2,736,953	45.3

※基幹管路とは、導水管、送水管、配水管（配水支管を除く）をいう。

※耐震管とは、離脱防止機能付き継手を有するダクタイル鋳鉄管、溶接継手を有する鋼管・ステンレス管及び配水用ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）をいう。

※耐震適合性のある管とは、耐震管に加え、K型継手を有するダクタイル鋳鉄管のうち良い地盤に布設されているもの、また、RRロング継手を有する硬質塩化ビニル管をいう。

表Ⅷ-7 水質基準等一覧表

1 水道法第4条に基づく項目 (51項目)

(令和5年4月1日現在)

区分	番号	項目	基準値	検査方法
健康に関する項目 (31項目)	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法
	2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光光度法、水素化物発生-ICP法
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	シアンの量に関して0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ボストラム吸光光度法
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)、LC-MS法
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ボストラム吸光光度法、LC-MS法
	27	総トリハロメタン(23, 25, 29, 30の濃度の総和)	0.1mg/L以下	23, 25, 29, 30ごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	30	ブromホルム	0.09mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-高速液体クロマトグラフ法、誘導体化-LC-MS法
水道水が有すべき性状に関連する項目 (20項目)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	フ列ムス/フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	フ列ムス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	フ列ムス/フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	フ列ムス/フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	フ列ムス/フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	フ列ムス/フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)、滴定法
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	フ列ム-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)、滴定法
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法、LC-MS法
	42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、SPME-GC-MS法
	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、SPME-GC-MS法
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
	47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
	48	味	異常でないこと	官能法
	49	臭気	異常でないこと	官能法
	50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
	51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法

水道法第4条に基づく項目の検査回数、検査省略可否等

No.	基準項目名	原則 (1回 以上/)	検査回数を減ずる事の可否*1		水道法施行規則第15条 第1項第4号に規定する 条件を満たした場合の 省 略 の 可 否	備考
			過去3年間の水質検査結果の最大値			
			基準の10%以下 (1回/)	基準の10% を超え20%以下 (1回/)		
1	一般細菌	1か月	不可	不可	不可	病原生物
2	大腸菌	1か月	不可	不可	不可	
3	カドミウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	無機物質 ・重金属
4	水銀及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
5	セレン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
6	鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
7	ヒ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
8	六価クロム化合物	3か月	不可	不可	可*3	
9	亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月	不可	不可	不可	無機物質・ 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
12	フッ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
13	ホウ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2(海水を原水とする 場合は除く)	
14	四塩化炭素	3か月	3年	1年	可*4	一般有機 化学物質
15	1,4-ジオキサン	3か月	3年	1年	可*4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
17	ジクロロメタン	3か月	3年	1年	可*4	
18	テトラクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
19	トリクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
20	ベンゼン	3か月	3年	1年	可*4	
21	塩素酸	3か月	不可	不可	不可	
22	クロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
23	クロロホルム	3か月	不可	不可	不可	
24	ジクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
25	ジブロモクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
26	臭素酸	3か月	不可	不可	可*2*6	
27	総トリハロメタン	3か月	不可	不可	不可	
28	トリクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
29	ブロモジクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
30	ブロモホルム	3か月	不可	不可	不可	
31	ホルムアルデヒド	3か月	不可	不可	不可	
32	亜鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	色
33	アルミニウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
34	鉄及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
35	銅及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
36	ナトリウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	味覚
37	マンガン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	色
38	塩化物イオン	1か月*8	不可	不可	不可	味覚・細菌汚染指標
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3か月	3年	1年	可*2	味覚
40	蒸発残留物	3か月	3年	1年	可*2	
41	陰イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	発泡
42	ジェオスミン	1か月*7	不可	不可	可*5	におい
43	2-メチルインボルネオール	1か月*7	不可	不可	可*5	
44	非イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	発泡
45	フェノール類	3か月	3年	1年	可*2	におい
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1か月*8	不可	不可	不可	味覚
47	pH値	1か月*8	不可	不可	不可	基礎的性状
48	味	1か月*8	不可	不可	不可	
49	臭気	1か月*8	不可	不可	不可	
50	色度	1か月*8	不可	不可	不可	
51	濁度	1か月*8	不可	不可	不可	

- *1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点及び浄水方法の変更がない等)で過去3年間の水質検査結果の最大値が一定レベル以下の場合には、検査回数を減ずることができる。
- *2 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *3 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *4 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *5 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *6 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。
- *7 藻類の発生が少なく、検査が不要であることが明らかである期間を除き、概ね1箇月に1回以上測定すること。
- *8 連続的に計測及び記録を行っている場合は、3ヶ月に1回まで検査回数を減ずることができる。

2 水質管理目標設定項目

(令和5年4月1日現在)

	項目	目標値	検査方法	
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	水素化物発生－原子吸光度法、 水素化物発生－ICP法、 ICP-MS法	無機物質 ・重金属
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法、 固相抽出－ICP法	無機物質 ・重金属
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	無機物質 ・重金属
4	削除	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
6	削除	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	溶媒抽出－GC-MS法	一般有機 化学物質
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフポスト カラム吸光度法、LC-MS法	消毒 副生成物
11	削除	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフポスト カラム吸光度法	消毒 副生成物
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	溶媒抽出－GC-MS法	消毒 副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	溶媒抽出－GC-MS法	消毒 副生成物
15	農薬類	検出値と目標値の比の和とし て、1以下	農薬ごとに定められた方法による	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン 法、電流法、吸光度法、連続自 動測定機器による吸光度法、 ポーラログラフ法、携帯型残留塩 素計測定法	におい
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム－原子吸光度法、IC P法、ICP-MS法、イオンクロマト グラフ法、滴定法	味覚
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法	味覚
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
22	有機物等(過マンガン酸カリ ウム消費量)	3mg/L以下	滴定法	有機汚濁 味覚
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法	におい
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	重量法	味覚
25	濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動 測定機器による透過光測定法、積 分球式光電光度法、連続自動測定 機器による積分球式光電光度法、 連続自動測定機器による散乱光測 定法、連続自動測定機器による透 過散乱法	濁り
26	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器 によるガラス電極法	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近 づける	計算法	腐食
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落 数が2,000以下(暫定)	R2A寒天培地法	健全性
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	色
31	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸(PFOS)及びペルフルオ ロオクタン酸(PFOA)の量の 和として0.00005mg/L以下 (暫定)		固相抽出－LC-MS法	一般有機 化学物質

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト掲載農薬類

（令和5年4月1日現在）

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニコホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシシン銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン 注4)	殺虫剤 殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008
28	カルタップ 注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャプタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート 注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン 注2)	殺虫剤 殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注9)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
57	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオフアネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.01
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラズレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005
78	フェニトロチオン (MEP) 注2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MPP) 注10)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロピザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベントゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
108	メゾミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2
110	メチダチオン (DMTP) 注2)	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセット	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1, 3-ジクロロプロベン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロベン及びトランス-1, 3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (ME P)、ブタミホス、プロチオホスプロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMP A) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMP A) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。